

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和7年6月26日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ゆうげんかいしゃびふり
② 届出者氏名 有限会社ビフリ
だいひょうとりしまりやく ふじた こうじ
代表取締役 藤田 浩司

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	37-ユ-300198
(ふりがな) ④氏名又は名称	ゆうげんかいしゃびふり 有限会社ビフリ
(ふりがな) ⑤所在地	〒761 8053 電話 087-816-3050
	かがわけんたかまつしにしはげちょう
	香川県高松市西ハゼ町156番地1
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備考	(担当) 藤本 光利 TEL 087-816-3050 有限会社ビフリに適用

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 37-ユ-300198

事業所の名称 有限会社 ビフリ

事業所の所在地 香川県高松市西ハゼ町 156 番地 1